

第12回 火力電源入札ワーキンググループ

平成27年8月31日(月)

事務局提出資料

火力電源入札募集の概要について

1

○平成27年度は一般電気事業者の4社が火力電源入札を実施し、全て自社応札を行う。

○募集規模は約150万kW(単純合計)であり、供給開始時期は概ね5年～9年後となる。

	東京電力	中国電力	四国電力	九州電力
入札募集実施の公表	H27.3.25(水)	H27.3.27(金)	H27.3.31(火)	H27.3.27(金)
RFCの開始 ※募集規模等の入札要件の詳細を公表	H27.4.10(金)	H27.4.13(月)	H27.4.17(金)	H27.6.9(火)
RFCの締切り	H27.5.14(木)	H27.5.15(金)	H27.5.15(金)	H27.8.10(月)
募集規模	12.5千kW [離島4島の合計]	94.5万kW	50万kW	4.2千kW～4.5千kW [離島]
運転条件(稼働率)	容量(kW)契約 (注)入札価格は稼働率90%で評価	70～80%	65～75%	50～70%
自社応札の有無	<有り> 八丈島、三宅島、神津島、父島(重油)	<有り> 三隅2号(石炭)	<有り> 西条新1号(石炭)	<有り> 沖永良部島(重油)
供給開始時期	～H30.6	H33.6～H35.6	H34.4～H36.6	～H32.6

(出典)各社入札募集要綱案等

1. 各社の入札募集要綱案について、「新しい火力電源入札の運用に係る指針」(ガイドライン)に合致しているか、ご確認いただきたい。
2. 次に、平成26年度実施の火力電源入札の結果を踏まえた以下の点について、ご議論いただきたい。
 - (1)競争性を高めるための措置のあり方
 - (2)情報遮断の更なる徹底のための措置のあり方
3. 報告事項

火力電源入札WGの場において、これまでご議論・ご審議いただいた以下の項目については、事務局から九州電力に確認したところ、基本的に今般の入札募集要綱案等に反映済み若しくは反映予定との回答を得ている。

<主な項目(全14項目)>

 - ・資本費の補正
 - ・連帯保証
 - ・解約・解除時の補償等 等

【論点】

○平成26年度実施の火力電源入札の結果や火力入札の目的を踏まえると、入札実施会社が自社応札する場合を含め、応札者を増やす努力が重要となるため、入札実施部門から『一者応札とならないための取り組み』を聴取し、その妥当性を確認していただきたい。【九州電力説明資料P21を参照】

○具体的な確認に当たっては、以下のようなポイントが挙げられるのではないかな。

- ・RFCの結果等を踏まえ、他社も応札しやすくするために改善した条件等はあるか。また、改善できる余地はないか
- ・説明会に参加した企業に対するフォローアップをどのように取り組もうと考えているか
- ・説明会には参加しなかったものの、発電実績を有する企業等に対しても、今回の募集に応募してもらうべく、何らかの取り組みが考えられないか 等

○また、入札募集締切り後に、結果として、「一者応札」であった場合には、評価報告書案を審議する火力電源入札WG(非公開)の場において、説明会に参加した企業等に対し、ヒアリングやアンケート調査等を実施した上で、応札しなかった理由を分析した結果の報告を求めることとしてはどうか。

(参考)平成26年度実施の火力電源入札の結果

	東北電力	東京電力	中部電力	関西電力	九州電力
募集規模	①: 60万kW ②: 60万kW	600万kW	100万kW	150万kW	①: 100万kW ②: 8千kW(対馬)
応札件数	① 1件(自社) ② 1件(自社)	10件(他社) ※再入札案件を含む	1件(自社)	1件(他社)	① 2件(自社+他社) ② 1件(自社)

【論点】

- 現行のガイドライン(Ⅱ. 3. (7))では、「入札実施会社は、公正かつ有効な競争の観点から、火力入札の実施を通じて知り得た他の一般電気事業者や発電事業者に関する情報を、当該火力入札を実施する目的以外の目的のために利用すること等公正かつ有効な競争を阻害する行為を行うことのないよう、情報の保全その他必要な措置を講じるものとする。」と規定されているところ。
- 今般の火力入札にあっては、各社が講じている情報遮断等の措置についての実効性・適切性を審査していただきたい。【九州電力説明資料P25を参照】
- 具体的な審査に当たっては、以下のようなポイントが挙げられるのではないかと。
 - ・情報管理についての社内ルールは定めているか、また、その周知方法は適切か
 - ・当該社内ルールについての実効性はあるか、また、その内容は適切か(例えば、入札実施部門が火力部門と情報のやりとり(メール等)を行う場合、必ずCCに管理職を入れる等のルールになっているか)
 - ・社内に設置されている「監査部門」が、当該社内ルールどおりに実施されているかの内部監査を実施することとしているか
- なお、内部監査の結果については、評価報告書案を審議する火力電源入札WG(非公開)の場において、必要に応じ、直接、監査部門から監査の方法等を含めて報告することを求めることとしてはどうか。

(参考) 新しい火力電源入札の運用に係る指針(抜粋)

(7) 入札実施会社は、公正かつ有効な競争の観点から、火力入札の実施を通じて知り得た他の一般電気事業者や発電事業者に関する情報を、当該火力入札を実施する目的以外の目的のために利用すること等公正かつ有効な競争を阻害する行為を行うことのないよう、情報の保全その他必要な措置を講じるものとする。また、入札実施会社自らが応札しない場合であって、上限価格を事前に公表しない場合は、入札実施会社の火力部門が他社と提携して応札を実施することも想定されることから、入札実施会社は、上限価格の漏洩を防止し公正かつ有効な競争を実現するために、その入札実施部門と火力部門との間の情報遮断その他必要な措置を講じるものとする。